

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第2回期日(20220809)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件「結婚の自由をすべての人に」

控訴人ら 番号1外5名

被控訴人 国

意見陳述要旨

2022(令和4)年8月9日

札幌高等裁判所第3民事部1係 御中

控訴人番号5番

私は控訴人番号5番です。2年前に札幌市内で同性のパートナーと共同名義でマンションを購入し、ペットの猫と一緒に暮らしています。パートナーとは生活費を折半し、家事や料理も分担して、お互い支え合いながら暮らしています。異性のカップルと何も変わらない生活をしています。

私とパートナーは交際15年目で、一緒に暮らして8年が経ちました。私は自分が同性愛者であることを直属の上司と何人かの同僚にしかカミングアウトしていません。長く付き合っている人がいるのに「なぜ結婚しないのか?」と訊かれても、うまく返せる自信がないからです。理解がない人に好奇な目で見られるかもしれないという不安もあり、カミングアウトしていません。

もし同性同士でも結婚できるなら、私は堂々と「こんなに素敵な同性のパートナーがいて、幸せに暮らしています。」と伝えたいです。私とパートナーは結婚している異性の夫婦と何も変わらない生活をしているのに、なぜ必死に隠して生きなければならないのかと、憤りを感じることがあります。想像してみてください。自分が一番大切に思う人の存在自体を消し、生活実態や休みの過ごし方、友人関係など、

つかなくてもいい嘘をついて自分を偽ることを。罪悪感にかられ、これはいつまで続くんだろうと思うことがあります。

私たちは、金銭的にも精神的にも、お互い支え合って生活しています。異性の夫婦と違うことは、私たちには法的な結婚が許されていないということだけです。2年前の6月に2人で家を購入しようと思った時のことです。同性カップルで共同ローンを組める銀行が極端に少ないことに驚きました。さらに、ローンの審査を申し込むためには、公正証書が必要でした。公正証書を作っていなかった私たちは、無理をして今まで貯蓄していた貯金を崩し、一括で家を購入しました。結婚している異性同士のカップルであれば何の滞りもなく進められるローンの選択と審査の申し込みまでもが、同性同士のカップルにとっては、莫大なお金と時間が必要になるものなのだ、身をもって知りました。

また、共同名義で家を持つことはできたものの、法的に婚姻関係にない私たちは、どちらかが先に亡くなってしまっても、パートナーの相続人になることはできません。異性の夫婦は、結婚をすれば無条件で相続人になることができます。ですが、私たち同性カップルは、相続の権利を獲得するために、遺言書や公正証書を作成しなければなりません。相続の権利を獲得するために、長い時間やお金をかけなくてはいけないのです。

他にも、もしもパートナーが救急車で運ばれてしまったとき、私に連絡は来るのか？という不安があります。結婚ができないことで、15年間も一緒にいるのに、パートナーの最期も看取れない可能性があるのです。結婚ができないことで、数々の不安を抱えながら生活していかなければならないというのが現実です。

2021年3月17日、札幌地裁の判決を聞いた時には涙が止まりませんでした。「同性愛者と異性愛者の違いは性的指向が違うだけ」その言葉に救われた人がどれだけいるのでしょうか。司法の場で下されたこの判決は、私にとってとても明るく、素晴らしい未来を切り開くものでした。

しかし、今年の6月20日に大阪地裁が出した合憲の判決を見て、衝撃を受けま

した。仕事の合間に SNS で見た「合憲」判決。「合憲」の文字を見たときに心が沈み、胸が痛んだのを今でも覚えています。札幌では違憲判決をもらったのに…また振り出しに戻ってしまった。私たちの存在はいつになったら認められるんだろう…と思いました。判決要旨には、異性間の婚姻は男女が子を産み育てる関係を社会が保護するものであって、同性カップルについては、新たな婚姻と似た制度を創設するなどすれば、異性カップルと同様の法的保護ができるであろうといった内容が書かれていました。判決要旨を読んで、今までの裁判でなにも伝わっていなかったと憤りを感じました。異性夫婦でも、子どもができない・いない夫婦はたくさんいます。私たち同性カップルとなにが違うのでしょうか？子どもを作ることが結婚の目的であれば、妊娠・出産してから結婚ができるように変えてはいかがでしょうか？婚姻に似た制度を作ることによって、同性愛者は異性愛者よりも劣っている存在だと思える人もいるかもしれません。これ以上、同性愛者を差別し、排除するのはやめてください。

私たちも、札幌市が制定するパートナーシップ宣誓をしています。2人の生活に安心感を得られたことは一度もありません。同性同士でも2人が互いを必要とし、支え合い、共同生活をしていくことに結婚の意味があると思います。どうかこの日本でも、同性カップルが将来への不安を抱かずに生きていけるようにしてください。今から生まれてくるかもしれない子どもたちに、誰を好きになってもいいし、好きな人と結婚できる権利を与えてください。

私たちは特別なことを求めているわけではありません。異性同士でしか使えない結婚という制度を、同性同士にも使えるようにしてほしいだけです。結婚制度が同性同士に拡大されたところで誰も困りません。幸せになる人が増えるだけです。同性同士で結婚したい人はすればいいですし、したくない人はしなくていいだけです。私たちには、“結婚するか、しないか”その選択肢もない状況です。

同性同士で結婚ができるようになったら、最初は混乱する人も出てくるかもしれませんが、でも、身近に同性同士で結婚している人がいて、異性同士、同性同士の生

活は何も変わらないと思うことができるでしょうし、同性同士の“ふうふ”もごく当たり前のことになっていくでしょう。

法律や制度は、マイノリティを守るものであってほしいと思います。私たち同性愛者を、もうこれ以上、いないものにしないでください。私たちは、今ここに生きています。今、この瞬間も、同性のパートナーと結婚したくてもできない人が、命を削って生きています。どうか、同性同士でも結婚できるよう、地裁の時と同様に、違憲判決を出してください。違憲判決を出していただけることを心から願っています。

以上